



Q 私は仕事中に腕を骨折して、労災保険で治療しています。まだ元のように肘が曲がりませんが、主治医からは「治ゆ」（労災での治療は終了）と言われまし

た。もう労災補償は終了でしょうか。

A 業務上の傷病が、労災として認められた場合であっても、医療機関等における治療を労災保険で際限なく受けられるわけではありません。

労災保険の治ゆ(症状固定)について

傷病の状態が安定し、医(症状固定)となった時点で障害等級に該当する障害が療を行っても、その医療効果が期待できなくなつた状態を指しています。これを労災保険では「治ゆ」（症状固定）と言います。

例えば、骨折後に骨が癒合し、機能回復のため理学療法を行っている場合に、治療時には運動障害がある程度改善されるものの、数日経過すると元の状態に戻るとい経過が一定期間にわたり見られるような場合には「治ゆ」（症状固定）として、以後の治療は認められません。

なお、「治ゆ」（症状

害等級に該当する障害が残存すれば障害（補償）給付が支給される場合があります。また、頭頸部外傷症候群等のように「治ゆ」（症状固定）後においても、後遺症状の変化や、後遺障害に付随する疾病が発症する恐れがある場合は、アフターケアとして一定の診察や薬剤の支給が受けられるものもあります。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご確認ください。

また、相談ダイヤルも設置しておりますのでご利用ください。

(二)相談) 労災保険相談ダイヤル
(0970)006931